

京都市告示第 2 4 4号

京都市ラクト健康・文化館の指定管理者であるラクト山科・公共施設コンソーシアムから、京都市ラクト健康・文化館条例第4条ただし書の規定に基づき、開館時間及び受付時間の臨時変更について次のとおり申請があったため、これを承認します。

令和2年7月22日

京都市長 門川 大作

| 期間   | 区分             |      | 開館時間  | 受付時間                                       |
|--|----------------|------|---|--|
| 令和2年8月3日(月)から同月7日(金), 同月10日(月)から同月12日(水)まで及び同月18日(火)から同月21日(金)まで | コミュニティルーム以外の施設 | 変更後  | 午前8時15分から<br>午後10時まで<br>ただし、8月10日(月)は午後9時まで | 午前8時15分から<br>午後9時まで<br>ただし、8月10日(月)は午後8時まで |
|  |                | 現行   | 午前9時30分から<br>午後10時まで<br>ただし、8月10日(月)は午後9時まで | 午前9時30分から<br>午後9時まで<br>ただし、8月10日(月)は午後8時まで |
|  | コミュニティルーム      | 変更なし |   |  |

(建設局都市整備部市街地整備課)